

ホームネットワークサービス利用規約

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下、当社といいます。）と、当社が行うホームネットワークサービス（以下「本サービス」といいます。）を受ける者（以下、加入者といいます。）との間における、本サービスの利用に関する規約（以下、本規約といいます。）は以下の各条項によるものとします。

（利用規約の適用）

- 第 1 条 当社は、本規約の定めに従い、加入者に対し本サービスを提供します。
- 2 加入者は、本サービスの利用に先立ち本規約に規定する各条項の内容に承諾した上で本サービスの提供を受けるものとします。

（本サービスの内容）

- 第 2 条 本サービスは第 5 条の範囲内において、加入者の指定する場所に設置した専用の機器一式（以下、本件機器等といいます。）、ならびに加入者のスマートフォン等の端末（以下、加入者端末といいます。）を無線 LAN、およびインターネット回線で接続し、専用のアプリケーションソフトウェア（以下、専用アプリといいます。）を通じて、本件機器等から加入者端末への通知、加入者端末から本件機器等の遠隔コントロールを可能とするホームネットワーク型サービスです。
- 2 当社は、本サービスの運営業務の全部又は一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

（利用申込をすることができる者の条件）

- 第 3 条 本サービスは、当社「加入契約約款（インターネット接続サービス）」に明記されたサービス品目のいずれかを契約されている方に限り利用申込をすることができます。

（初期契約解除制度）

- 第 4 条 本サービスは、初期契約解除制度の対象です。
- 2 加入者は、加入契約申込書の控えを受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、「初期契約解除制度での契約解除」をすることができるものとします。
- 3 前項の場合、加入者は、違約金その他金銭等を請求されることはないものとします。ただし、加入契約の解除までの利用料金、及び、既に工事が実施された場合の宅内工事費相当額は負担するものとします。
- 4 当社による初期契約解除制度の説明に誤りがあり、又は、交付された書面に初期契約解除制度の記載が無いことにより、加入者が 8 日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日か

ら8日間は加入契約を解除することができるものとします。

(設置場所)

第5条 本件機器等の設置場所は第3条のサービス品目を利用している場所とします。

(設備の貸与)

第6条 当社は本サービスの提供のために本件機器等を加入者に貸与します。

- 2 本件機器等は当社に帰属するものであり、加入者は他の者への貸与、譲渡または売却、廃棄等できません。
- 3 加入者は本件機器等を本来の用法に従って使用するものとし、故意又は過失により本件機器等を破損、滅失した場合には、別表に定める損害金を支払うものとします

(最低利用期間)

第7条 本サービスの最低利用期間は、サービス提供を開始した日の属する月の翌月から起算して24ヵ月間とします。

- 2 加入者は、最低利用期間内に加入契約の解除（以下、「解約」といいます。）を行う場合、別表に定める違約金を支払うものとします。ただし、セット割引やキャンペーン等により最低利用期間が別途定められている場合は、取り扱いが異なります。

(申し込みの承諾)

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
- (4) その他、基本契約締結が不相当である場合

(免責)

第9条 加入者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。

- 2 当社は、加入者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（加入者端末等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、データの消失、他の加入者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、加入者が自らの責任において処理することとします。
- 3 本サービスによる画像データ等は加入者に所属し、紛失、盗難、散逸等による情報漏洩について、当社は一切責任を負わないものとします。

- 4 当社が、第10条の定めにより、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5 加入者が、第14条または、その他本規約に定める行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 6 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 7 本サービスは加入者の安心、安全を保障するものではありません。

(本サービスの開始・終了等)

第10条 本サービスは、本件機器等の設置が完了したときから開始されます。

- 2 本規約または当社の「加入契約約款（インターネット接続サービス）」に違反する行為が加入者にあるときは、当社は何らの催告を要することなく本サービスの利用を終了することができます。
- 3 当社は、施設の維持管理、その他の理由により、予告なく本サービスを一時中断することができます。
- 4 当社は、加入者に対し1ヵ月以前に予告を行うことにより、本サービスを終了することができます。
- 5 当社が本条2項および4項により本サービスを終了した場合は、加入者は速やかに本件機器等を当社へ返却していただきます。

(加入者が行う本サービスの解約)

第11条 加入者は、契約を解除しようとするときは、10日前までにそのことを当社に文書により申し出するものとします。

- 2 前項による解約の場合、加入者は第12条1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による清算はいたしません。
- 3 加入者は、解約後、速やかに本件機器等を当社へ返却していただきます。

(料金)

第12条 加入者は、当社が別表に定めるサービス品目に応じた料金等を、当社が指定する期日、方法によりお支払いいただきます。

- 2 当社が本サービスを、当社の責に帰すべき理由により、月のうち継続して10日以上行わなかった場合は、当該月分利用料は、前項の規定にかかわらず無料とします。

- 3 当社は、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。
- 4 加入者が、当社に支払う料金の支払い方法は、口座振込もしくはクレジットカードによる支払とし、請求書の発行はいたしません。

(その他の費用負担)

- 第13条 加入者は、本サービスの利用のため、加入者端末、インターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は加入者が負担するものとします。
- 2 加入者は本件機器等の設置に当たり、特に部材を必要としない場合については、当社が別表に定める料金表の金額を負担することとします。電源工事、配線工事等、部材が必要な場合は、別途実費を負担するものとする。

(加入者の義務)

- 第14条 加入者は本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと。
 - (2) 加入者は、本アプリ内、本件機器等に保管されたデータの全てに責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと。
 - (3) 加入者は、本アプリおよび基本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること。
 - (4) 加入者は、屋外カメラを設置する場合は、撮影範囲の周辺に設置の表示をすること。

(禁止事項)

- 第15条 加入者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
 - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
 - (3) 専用アプリを、第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
 - (4) 本サービスを、加入者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
 - (5) 本サービスを第三者に再許諾すること
 - (6) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他

一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること

- (7) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (8) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9) 本サービスの運営・提供もしくは他の加入者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (10) 本サービスを商業目的で使用する行為
- (11) 法令または公序良俗に違反する行為
- (12) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (13) その他、当社が不相当と判断した内その他、当社が不相当と判断した内容または行為容または行為

- 2 利用者は、当社と別段の合意がある場合を除き、当社が提供するインターフェース以外の手段で本サービスにアクセスしない（またはアクセスを試みない）ことに同意するものとします。

（本サービスの変更、廃止）

第16条 当社は、加入者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。

- 2 当社は、本サービスの変更または廃止により加入者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

（準用）

第17条 本サービスの提供にあたり、当社が定める「加入契約約款（インターネット接続サービス）」のうち、本規約に矛盾しない条項を準用します。

（分離可能性）

第18条 本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

（譲渡禁止）

第19条 加入者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

（協議）

第20条 本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社と加入者で互い

に誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

(管轄裁判所)

第21条 本サービスの利用により生じる一切の紛争等については津地方裁判所を管轄裁判所とします。

(規約の改定)

第22条 当社は、社会情勢の変動等により、本規約を改訂する事があります。なお、改定後の規約は、当社のホームページ (<https://www.mctv.jp>) において公表します。この場合、加入者は改定後の規約の適用を受けます。

(附則)

第23条 当社は特に必要があるときには、本規約に特約をつけることができるものとします。

2 この本規約は2022年10月1日より施行します。

※表示金額は税込みです。

別表

1. 利用料金

品目		料金額（月額）
ホームユニット	1台ごとに	880円
屋内スイングカメラ	1台ごとに	1,320円
センサーライト付き屋外カメラ	1台ごとに	1,870円
玄関テレビドアホン	1台ごとに	1,320円
開閉センサー（2個入り）	1台ごとに	550円
人感センサー	1台ごとに	550円

※ホームユニット以外の品目のみを提供することはできません。

2. 設定費用

品目		料金額
ホームユニット	1台ごとに	6,600円
屋内スイングカメラ	1台ごとに	1,100円
センサーライト付き屋外カメラ	1台ごとに	1,100円
玄関テレビドアホン	1台ごとに	1,100円
開閉センサー（2個入り）	1台ごとに	1,100円
人感センサー	1台ごとに	1,100円

※屋外カメラ、テレビドアホン、開閉センサー、人感センサーは別途工事費、取付費が必要です。見積金額をご提示致します。

※ホームユニット以外の品目を追加する場合、別途出張費（1,650円）が必要です。

3. 機器回収費

品目		料金額
ホームユニット	1台ごとに	4,400円
屋内スイングカメラ	1台ごとに	550円
センサーライト付き屋外カメラ	1台ごとに	2,750円
玄関テレビドアホン	1台ごとに	2,200円
開閉センサー（2個入り）	1台ごとに	550円
人感センサー	1台ごとに	550円

※お客様による返却がいただけない場合に、当社が本件機器等を回収する費用です。

※ホームユニット以外の品目を回収する場合、別途出張費（1,650円）が必要です。

4. 損害金

品 目		料金額
ホームユニット	1 台ごとに	12,100 円
屋内スイングカメラ	1 台ごとに	23,100 円
センサーライト付き屋外カメラ	1 台ごとに	35,200 円
玄関テレビドアホン	1 台ごとに	28,600 円
開閉センサー（2個入り）	1 台ごとに	8,800 円
人感センサー	1 台ごとに	5,500 円

5. 違約金

品 目	料金額
違約金（2022年6月30日までの加入者）	$(24 \text{ ヶ月} - \text{利用月数}) \times \text{月額利用料}$
違約金（2022年7月1日以降の加入者）	利用料金 1 ヶ月相当額

（以下、余白）